

枚方市工業会 会則

〔名称〕

第1条 本会は、枚方市工業会と称する。

〔事務所〕

第2条 本会は、事務所を北大阪商工会議所内に置く。

〔目的〕

第3条 本会は、工業をはじめ、あらゆる産業に関する諸問題を調査研究し、実践的な活動を通じて会員相互の交流を深め、工業経営者の資質向上を図るとともに地域経済の振興と社会の発展に寄与することを目的とする。

〔事業〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 産業に関する調査研究。
- (2) 産業の振興に関する意見の表明および関係諸機関に対する建議・要望。
- (3) 産業に関する知識および教育の普及振興。
- (4) 産業に関する情報および資料の収集。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

〔会員〕

第5条 本会は、北大阪商工会議所の工業部会に属する会員、もしくは本会会員の推薦による者で枚方市内に工場または事業場を有する者をもって構成する。

2.会員の種別は、次の通りとする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同して入会した工場または事業場の代表者が推薦する者5名以内をもって正会員とする。
- (2)特別会員 特別会員は、幹事会の議決を得て推薦された者。

〔入会〕

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出しなければならない。

〔退会〕

第7条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。

〔会費〕

第8条 会費は、次の通り均等割と登録人数割とする。

登録人数	均等割額	人数割額	月額会費
1	3,000 円	0 円	3,000 円
2	3,000 円	1,000 円	4,000 円
3	3,000 円	2,000 円	5,000 円
4	3,000 円	3,000 円	6,000 円
5	3,000 円	4,000 円	7,000 円

〔抛出金品の不返還〕

第9条 既納の会費およびその他の抛出金品は返還しない。

〔役員〕

第10条 本会に次の役員を置く。

代表幹事	1名
副代表幹事	若干名
幹事	若干名（代表幹事・副代表幹事を含む）
会計幹事	2名

〔役員任期〕

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2.役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔役員選任〕

第12条 役員選任は、別途定める役員選任規定に基づき、総会において決定する。

〔役員職務〕

第13条 代表幹事は、本会を代表し会務を経理する。

- 2.副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3.幹事は、幹事会を構成し、必要な会務を審議決定する。
- 4.会計幹事は、本会の事務および経理を監査し、その結果を本会の総会で報告する。

〔顧問〕

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2.顧問は、幹事会の同意を得て代表幹事が委嘱する。
- 3.顧問は、本会の目的達成について必要な重要事項について、代表幹事の諮問に応ずる。

〔会議〕

第15条 本会の会議は総会および幹事会とし、代表幹事がこれを招集する。

- 2.総会は、正会員をもって構成し、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
- 3.幹事会は、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項。
 - (2)総会の議決により委任された事項。
 - (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

〔議決〕

第16条 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

〔議長〕

第17条 会議の議長は、代表幹事がこれにあたる。

〔委員会及び所管事項〕

第18条 本会の事業の円滑な推進を図るため次の委員会を置き、所管事項を次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ア. 事務局運営に関すること。
- イ. 会則の改廃に関すること。
- ウ. 関係諸機関に対する建議・要望に関すること。
- エ. 会員相互の交流に関すること。
- オ. その他の委員会に属さないこと。

(2) 環境委員会

- ア. 工場環境及び公害防止に関すること。
- イ. 防災・防火に関すること。
- ウ. 交通・防犯に関すること。

(3) 産業政策委員会

- ア. 政治・経済・社会問題等の諸問題に関すること。
- イ. 他団体との情報交換会に関すること。

〔委員長及び副委員長〕

第19条 委員長及び副委員長は、幹事会の承認を得て代表幹事が選任する。

〔委員会構成〕

第20条 委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員若干名をもって構成する。
2. 正会員は、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

〔準用〕

第21条 委員会の議決事項は、第16条を準用する。

〔経費〕

第22条 本会の運営に必要な経費は、会費および寄付金をもって充てる。
2. 本会に必要な時は、特別に経費を徴収することができる。

〔解散の議決〕

第23条 本会は、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て解散する。解散後の残余財産は北大阪商工会議所に寄付するものとする。

〔会計年度〕

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔委任〕

第25条 この会則に定めるものの外、本会に必要な事項は、幹事会の議決を得て別に定める。

(附 則)

本会則は、平成2年6月5日より施行する。

(附 則)

第8条の〔会費徴収〕については平成3年4月1日より施行する。

(附 則)

第5条〔会費〕の改正、第14条〔顧問〕の追加及び第14条を第15条として以下1条ずつ繰り下げる会則は、平成6年5月17日より施行する。

(附 則)

第10条〔役員〕の改正については、平成8年5月24日より施行する。

(附 則)

第8条〔会費〕、第12条〔役員を選任〕の改正については、平成9年5月26日より施行する。

(附 則)

第18条〔委員会及び所管事項〕の改正については、平成12年6月2日より施行する。

(附 則)

第10条〔役員〕の改正については、平成18年5月10日より施行する。

(附 則)

第8条〔会費〕、第10条〔役員〕の改正については、平成26年5月19日より施行する。

(附 則)

第5条〔会員〕、第18条〔委員会及び所管事項〕の改正については、平成30年5月22日より施行する。